

# 原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元

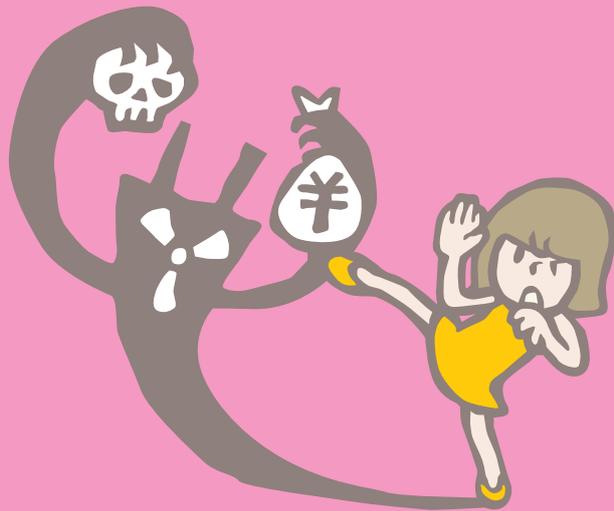
「原発なくそう!九州玄海訴訟」

原告団・弁護団

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123

2016.Jan

Vol.15



## 新年と1万人原告 達成を祝して

原発なくそう!九州玄海訴訟 原告団長 長谷川 照

私たちは原告1704人とともに国と九電を被告として佐賀地裁に提訴して4年が経ちました。この間原告を増やし続け、第16陣提訴で目標の1万人原告を達成しました。互いの健闘を称えるとともに、今年は質量ともに充実した闘いに挑みます。

国と東電はフクシマの惨状を見て、長引く現状の回復が原発政策を破綻に導くことを恐れ、フクシマの早期収束の条件を画策してきました。国と東電は、住民の許容被曝線量を20ミリシーベルト/年に緩和し、さらに今年から来年にかけて被害者の損害賠償の打ち切りを提案しています。フクシマの被害者の怒りは怒髪天を衝いています。この収束条件によれば、事故原子炉を廃炉にするだけで、被害者の人格権侵害は放置されたままで、フクシマは他の原発の再稼働を止めるに至らない事故として扱われます。事実、九電の川内原発はすでに再稼働しています。フクシマの被害者の闘いは私たちの闘いなのです。原告が1万人に増える過程で次第に被害者の苦難と心情をわが身に置き換えるようになりました。1万人原告はただの1万人ではありません。質量ともに充実した闘いを展開するために鍛え上げられた原告1万人です。

今、大手電力10社を悩ませているものは、節電と電力自由化と再生可能エネルギーの急成長です。節電はLEDや電力の有効利用システムの開発等によって定常化し、電力自由化は再生可能エネルギーを電源とする新電力会社の市場への参入を促進しています。電力10社は送電網の利権を必死に守って防戦していますが、既に欧州では原発のコストの急上昇に比べ再生エネルギーによる発電のコストは減少に向かっています。

シリア内戦の激化などに伴い、中東から欧州に流入する難民や移民は昨年1年間で100万人を超え、第2次世界大戦以来、最大規模と言われています。大戦後に原発によって蓄積されてきた大量のプルトニウムが拡散されれば、原爆とミサイルを容易につくれる技術が開発されている今日、原発の増加は即核保有国の増加となります。原発の有無は核保有国への道と非核国への道の分岐点です。

**原発なくそう!九州玄海訴訟の勝訴を勝ち取り  
日本は平和憲法を遵守する国であることを  
世界に発信しよう**



▲11月19日、278名で16回目の追加提訴を行いました。  
ついに原告数は目標を突破し、10087名になりました!

### 目次

新年と1万人原告達成を祝して……………	1	意見陳述 青柳行信氏……………	5
口頭弁論を終えて、ココがポイント ……	2	原告団交流ひろば……………	7
意見陳述 伊東達也氏……………	9	傍聴記、おしらせ……………	8

## 第15回 口頭弁論を終えて

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

去る11月19日の追加提訴で、原告が一万人を越えました。今、大変な数の原告がこの裁判を支えているのです。2月6日にはこれを記念する集会在福岡で開かれます。前回のニュースレターVol.14でも述べましたが、政府は、2015年6月には福島での原発事故の収束を図ろうと閣議決定をし、8月には川内原発の再稼働を強行しました。

3月17日には福島の生業訴訟の裁判で担当裁判官が浜通りの被災地を訪れ、被害の実態を直接見

て検証する「現地検証」を行います。いよいよ、福島を始めとする損害賠償を求める裁判が判決を迎える時期になりました。政府が、如何に福島での被害隠しを行おうとも、国と東電に対して損害賠償を求める被害者は、被害を等身大に明らかにする判決を次々と掴み取っていくでしょう。

今、損害賠償と差し止めの裁判が互いに協力して、等身大の被害を明らかにした判決をテコに全ての原発を廃炉にする壮大で歴史的な闘いが始まるようとしています。脱原発を求める財界・政界を含む全ての国民が一步前に歩むことが、今こそ、求められているのです。



15回  
口頭弁論

## 東島弁護士の ココがポイント!



今回は、原告側から、九電の地震の主張について反論をしました。原発では想定される最大限の地震動(基準地震動)を策定し、それに対して安全性が確保されていなければなりません。その基準地震動の策定の仕方には、「震源を特定して策定する基準地震動」と「震源を特定しないで策定する基準地震動」の2通りがあり、今回は前者での問題点を主張しました。

原発の安全性を確保するためには、想定されるどんな地震でも過酷事故を起こさないことが必要で、過去最大の地震+ $\alpha$ が求められることは当然です。しかし、新規制基準では、過去最大の地震

+ $\alpha$ という定め方ではなく、平均像の地震をもとにして基準地震動を策定しているのです。過去わずか10年間に4つの地震、5つの原発サイトで基準地震動を超えてしまっている事実が、平均像をもとにした基準地震動の定め方が誤りであることを端的に示しています。

次回は、後者の問題、及び、原発には様々なリスク(竜巻、台風、テロ、航空機衝突、運転ミス等等)があることの主張をします。

意見陳述は、いわき市の伊東達也氏が福島が4年経過しても悲惨な現状にあることをわかりやすく陳述し、「原発とめよう！九電本店前ひろば」の青柳行信氏がひろばのテントに来る様々な人々の意見をリアルに陳述しました。

# 意見陳述



原告 伊東達也さん

## 1 はじめに

私は、福島第一原発から約40km離れたいわき市の平に住んでいます。福島原発事故の前から長い間、原発をなくそうと取り組んでおり、2006(平成18)年からは「原発問題住民運動全国連絡センター」の筆頭代表委員を務めています。

スリーマイル島やチェルノブイリ原発を視察するなどし、政府と電力会社が安全神話を進める日本では事故発生危険が迫っていると考え、「原発大事故 次は日本」と題したパンフレットを作って国民に訴えてきました。とうとうその通りになってしまいました。

## 2 東日本大震災と福島原発事故

巨大地震発生翌3月12日夕方、全町民避難となった楢葉町から「社会福祉法人希望の杜福祉会」の理事である早川篤雄さんが12人の障害者を連れて我が家に避難してきました。

「希望の杜福祉会」は、障害者の自立を目指す団体で、私も理事を務めています。避難してきたのは、「希望の杜福祉会」が運営する楢葉町内の4つの施設に通う障害者のうち、身寄りのない方々でした。

私の自宅隣にある「けやき共同作業所」をはじめ、いわき市内の7つの施設にも、すでに親が亡くなっている方など親元に帰すことの出来ない障害者の方が13人もいることが判明しました。

結局、私たち家族は、その作業所と我が家などで、合計25人の障害を持つ人々と一緒に籠ることになりました。ほとんどが精神障害者で、半月の間、私は、法人職員らと一緒に水や食料、ガソリン、薬の確保などのため、必死の取組をせざるを得なくなりました。

その後、この25人のうち2人が亡くなってしまいました。痛恨の極みです。

また、私は、「浜通り医療生協」の理事長も務めてい

ます。海岸線近くの小名浜に、129床の病院と外来クリニック、8つの高齢者施設があり、多くの社会的弱者を抱えていました。ここでは、「希望の杜福祉会」以上の、より大がかりな物品の確保の対応にあたらなければなりませんでした。

職員も、家を津波で失うなど自ら被災していました。その上に、放射性物質が飛散したことが伝わるや、小さな子どもを抱える看護師やヘルパーなど若い職員を中心に、避難のため出勤が困難となりました。

こうして患者さんを守ることと職員やその家族を守ることを両立させなければならないという難題にぶつかり、私は、苦境に追い込まれていきました。

さらに、3月15日になると、私の自宅の電話が早朝から深夜までひっきりなしに鳴るようになりました。私が原発や放射能の問題に以前から取り組んでいることを知っている住民の方々から、「このまま自宅に留まっていいのか」「避難すべきなのか」という質問が多く寄せられ、私はそれにうまく答えられず、次第に自信を失いました。特に、余震が続く深夜に震えるような声での問い合わせには、私までもが一緒に心臓の鼓動が高まり、自分を見失うような心境でした。

私は、それまで、事故が起こる可能性を常に警戒し、警告してきたつもりです。ところが、いざ事故が起きてしまうと、私自身がパニックに陥ってしまったのです。頭も体も疲れ切っているのに夜は眠れず、私は一生のうちで最も精神的に追い詰められた日々をしばらく送らざるを得ませんでした。

## 3 現在の福島

このような時期を乗り越えながらも、その後の日々は被害救済の問題に忙殺されながら今日を迎えています。

福島県内のあらゆる産業と県民生活のあらゆる面に深刻な被害をもたらした原発事故の発生から4年9ヵ月が経ちましたが、福島は依然として苦悩の中に

あります。

避難区域を持つ11市町村は8市町村に、役場を他の自治体に移動した町村が9町村から6町村に減り、避難区域も縮小しています。それでも人が住んでいない面積は824km<sup>2</sup>で、佐賀市の約2倍の広さに匹敵する広大なものです。

政府は、元の生活に戻っていないのに次々と賠償を打ち切り、事故に区切りをつけようとしています。避難解除準備区域と居住制限区域の2018(平成30)年3月までの解除を目指しており、この数年のうちいくつかの町村が帰還宣言を出すことになると思います。しかし、これらの区域を持つ地域にあった県立高校5校は、2018(平成30)年3月をもって一斉に休校に入ります。これでは若い人が戻れるはずありませんから、帰還宣言が出されても復旧・復興の道筋は見通せません。

また、県内43の市町村から排出された除染廃棄物を集約する中間貯蔵施設の建設が強行されている双葉町と大熊町では、このままでは町自体が消滅するのではないかと真剣に語られています。地権者から「原発を受け入れたら最後、地元は全てを引受けざるを得ないことを思い知らされている」と悲痛な声が聞こえます。

避難者の数は現在でも10万6000人にのぼります。鳥栖市と神埼市の両市を合わせた人口を上回る驚くべき多くの人々が苛酷な避難生活を続けています。

その避難先では環境の激変などで、死亡者(震災関連死)が絶えることなく増加し続けており、福島県だ

けで見ても、12月10日現在で1994人にもものぼっています。原発事故が原因と認定された自殺者は74人も出ています。

#### 4 この裁判の原告となって

現在、福島県には190万人が住んでいますが、自然放射線量を超える人工放射線にさらされている地域もあり、しかも、原則として山林の除染はしないため、少なからぬ人々が放射能に対し、不安とストレスを抱えて暮らしています。

福島原発事故は、日本史上最大にして最悪の公害となって福島県民を苦しめています。事故の原因も分からず、収束もいつできるか分からないのに、再稼働に暴走するのは、「原発大事故 次も日本」と言わざるを得ません。しかも、福島原発事故を大きく上回る被害を招くことも考えに入れなければならないでしょう。

私は現在、原発事故の完全賠償を求めるいわき市民訴訟の原告団長をしています。原告1574名のうち18歳未満の子どもが256名もいることが、放射能問題の深刻さを示しています。私たちは、何よりも政府と東電に法的責任があることを認める判決を求めています。二度と大事故を繰り返させたくないからです。私は玄海原発の差し止めの請求は、福島県民の心からの願いを生かす道であると確信して原告に加わりました。

原発大事故は、日本のどこでも二度と繰り返してはならないものです。福島原発事故の教訓を生かし、玄海原発の差し止めの判断を心から願い、意見陳述を終わります。



# 意見陳述



原告 青柳行信さん

## 1 原告の青柳行信です。

2011年4月20日に九州電力本店前の路上に座り込み用のテントを立てるようになって、今日で1703日、4年と242日目になります。

もともと私はいちクリスチャンであり、いち中学教員でした。高校生のときに手にしたドストエフスキーからロシア文学に関心をもち、ロシア文学を理解するために聖書の勉強を始めました。非暴力を貫いたイエスという一人の男の生き方に感銘を受け、大学でも神学を学びました。一時は聖職を志しましたが、教員の道を選びました。

教員になってからは、自由な時間の多くを難民支援などの人道活動に費やしてきました。1990年代、日本の経済政策に翻弄され、不法滞在者とされた日系外国人労働者たちが日本中に溢れていました。彼らは、遠く離れたこの異郷の地で、食べ物も、身体を横たえる場所さえも失いました。彼らに温かい飲み物を与え、知人や教会などのつてをたどり、安心して身を横たえる場所を探す。寝食の場が見つかっても生活必需品がないので知人を頼って手配する。朝起きると、また次の難民が自宅の玄関前に立っていて、「アオヤギサン、タスケテクダサイ」と訴えている。来る日も来る日もこのような生活を送っていました。

原発についても、問題意識はもっていました。

1970年代、日本政府は、原発から出る核のゴミを南太平洋のマリアナ海溝に投棄しようとし、近隣のペラウ共和国の島民たちが抗議の声を挙げました。日本政府は、ゴミは頑強なドラム缶に入れるので安全だと説明しましたが、島民たちは安全であれば東京湾、皇居の堀に投棄すればいいと迫りました。当時の雑誌に、通産大臣がドラム缶を抱いて『安全ですよ』と言っている風刺画が掲載されていたのを覚えています。

1986年にチェルノブイリ原発事故が起きたときには、日本にも放射性物質が飛んできて大変なニュ

ースになり、私も生徒達と一緒にチェルノブイリの映像を観て、原発について学びました。

しかし、それ以上のことはできませんでした。

そうして私は2011年3月11日を迎えました。

テレビや新聞にうつる原発を前に、私は衝撃を受けました。もし助かることができたならば、子どもや、まだ幼い孫たちのために、私の残された人生のすべてをかけて原発をなくしたい、そう思いました。

その思いを今も持ち続け、座り込みを続けています。

## 2 私の1日は毎朝、早朝5時に起きて、私のテントを応援してくれている全国約5000人の方々に原発のニュースを満載したメールを配信することに始まります。

それが終わると、九電本店前に向かいます。福岡市の中心街、渡辺通りに電気ビルという大きなビルがあり、そこが九電本店です。午前10時にその電気ビルの前に行き、歩道にテントを張って座り込みをします。

私のテントは、2メートル×2メートルを二張りの、吹けば飛ぶほどの簡素なものですが、毎日、実に多くの人々が訪ねてきます。

原発を止めてほしい！と切なる思いで来る人、福島や関東から避難してきた人、原発のことを知りたい人、原発に賛成の人、反対の人、よくわからない人、九電で働く人、私を「博多湾に投げ込むぞ」「玄界灘に投げ込むぞ」という人。原発のこと以外にも、長年引きこもっていた人、持病を抱えた人、老々介護の人、認知症の介護をする人、ニート、フリーター、派遣労働者……。

簡素な路上のテントですので、質素なパイプ椅子で休んでもらい、温かい飲み物を差し出します。

夫を関東に残し幼い子どもと避難してきた若い女性は、避難について夫の理解が得られず、義理の母からは精神科を受診するよう勧められていると苦しい胸の内を語ってくれました。

この女性のように、遠く離れた異郷の地で、身寄りも、安心して不安を打ち明ける居場所もない多くの難民が生み出されてしまったのです。

毎日のように私のテントに通っていたこの女性も、ふっと顔を出さなくなりました。

九電の役職のある方もテントを訪れます。自身も中学生、高校生のお子さんがいるとのことで、避難者の方の話が聞きたいと何度か足を運ばれました。「九電の社員がみな原発推進だと思われては困る」とも仰っていました。

過去に原発で働いたという男性とも出会いました。作業後に原因不明の鼻出血や全身倦怠感に苦しみ、やがて心筋梗塞を発症したというその男性の労災認定を求める裁判の支援活動にも取り組むようになりました。

**3** 私のテントには、九州だけでなく、全国から、韓国、アメリカ、カナダ、ドイツ、チェチェンなど海外からも訪問者があります。

九電本店前の路上は九電本店前ひろばと呼ばれるようになり、郵便物まで届くようになりました。私をひろばの「村長」と呼ぶ人もいます。

2011年11月13日には、多くの人々の呼びかけで、「さよなら原発! 福岡1万人集会」が福岡の舞鶴公園で開催されました。私は、ひろばの村長としてこの集会の代表に推され、集会直前には韓国を訪問し、韓国各地で集会への参加を求めました。

集会当日、驚くことが起きました。全国各地から、子ども連れの若い夫婦、学生さん、青年、農民、市民、生協、労組、政党を含め約300の団体、1万5000人もの人々が、立場の違い、宗教や思想、考え方、国籍の違いを超えて舞鶴公園に集まってくれたのです。

集会参加者で九電本店前までパレードをし、自然と沸き上がった「命が大事」「子どもを守ろう」といった声が、九州一の繁華街天神に響きわたりました。

その後も福岡市の冷泉公園や舞鶴公園でたびたび市民集会を開いてきましたが、その度に私は、人々の心の中には原発からの脱却を求める切なる願いが生まれ、渦巻いている、と改めて実感します。

**4** 私は、今の原発の問題は、倫理、良心のあり方が大きく問われている問題だと思っています。

福島第一原発事故は、森羅万象に放射性物質を降り注ぎ、人々は故郷を追われ、家族と離れ離れになり、生活の糧を失い、時には孤独に苦しみ、時には差別に絶望しています。万物を傷つけ、破壊、死滅させています。

医学界には生命倫理が、経済界には企業倫理が、情報界を扱う人々には情報倫理があります。法曹界にも法曹倫理がありますし、証人は良心に基づいて宣誓をします。

科学技術にも社会的規範があり、倫理的規範があります。福島第一原発事故の後にいち早く脱原発へと舵を切ったドイツでも、脱原発の政策決定に大きな役割を果たしたのは倫理委員会でした。ドイツ連邦政府は、2011年4月4日、学者・宗教者・労働代表者など17名からなる、政府から独立した「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」を立ち上げました。委員会は、5月30日、ドイツ連邦政府に報告書を提出し、メルケル首相はこれを重く受け止めて原発停止・廃止を目指すことになりました。

**5** 私たちは現在、岐路に立っています。命の豊かさを生き続ける道を進むのか、破滅と死の道を選択するのか。

科学技術の粋を結集したといわれる原発は聖書にみる現代のバベルの塔です。ひとは、神の声を無視して天に届く塔を造ろうとし、破滅を招きました。

神の声とは良心の声です。原発がもたらす「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する」ことは、私たちの良心から湧き上がる根源的な願いです。

私たちが原発の前で震え慄く今日、まさにこの時、裁判官におかれても、心の深奥で静かに響く良心の声に真摯に耳を傾け、司法に課せられた使命を果たすべく心を奮い立たせていただきたいと切に望みます。私たちは、その良心の声を、より多くの市民に、世界中の善意ある市民に伝えます。

この司法の判断が、子や孫に誇れる、歴史に耐えるものとなることを期待します。

## 「どちらがやられても被害を受ける県」=熊本 合同原告団の活動

九州玄海川内訴訟熊本原告団共同代表 中島熙八郎



みなさん、こんにちは。熊本から参りました中島です。だいたい玄海訴訟の期日には車とJRで、2つに分かれています。熊本から10人ずつぐらいは来ています。みなさんから比べるとかなり人数は少ないですが、ささやかながら一緒にやらせていただいています。

実は玄海原発の原告は熊本県には500人前後いますが、これまで独自に原告団という形で組織をつくっていませんでした。先行していたのは川内原発の原告団で、それではまずいのではないかとということで、特に1万人に近づきつつある中で意識的に玄海訴訟の原告を増やさなければいけないということで、今年の2月に川内訴訟の原告団と玄海訴訟の原告団を合同して、現在「原発なくそう！九州玄海川内訴訟熊本原告団」という長たらしい名前ですが(笑)、そういう組織をつくって一緒に活動するということになりました。

熊本は直接立地はしていませんが、北に玄海原発、南に川内原発、どちらがやられても被害を受け

る県という位置づけで、そういうことですから別々にやる必要もなかろうということで賛同を得て2月に合同の原告団を結成することになりました。

玄海訴訟のほうに話を絞りますと、1つはこの11月7日に熊本で一番北のほうになります大牟田のすぐ南、荒尾市というところで原告団ではありませんが、この原発の問題を考えようという会が結成されました。私も記念講演ということで1時間ほどお話をしてきましたが、そういう1つの拠点ができました。

常々私たちは玄海訴訟の風船プロジェクトの結果に注目していましたが、最後の風船プロジェクトのときかなりの数、ほとんどがと言っていい数が熊本の北部に落ちていました。現実に事故が起これば放射能の大きな被害が広がるということで、そのデータをもらって大きな地図にして、その講演でお話しました。県北特に菊池川という川の流域と阿蘇がやられるわけです。この2つが汚染されますと熊本の農業のかなりの部分がタ

メージを受けて、成り立たなくなるという大きな問題です。風船プロジェクトの結果という事実がありましたが、そういう問題点について宣伝をしてそれをバックにして原告、あるいはたたかいを広げるということがなかなかできていなかった。この11月7日の会ができたことは非常に心強いです。今後もそういうところを中心にしながら、被害を受けた場合どうするかということも自治体等に対しても働きかけて、原告を増やしていく活動をしていきたいと思っています。

最後にこれまでも玄海訴訟



オリジナルの幟も作成

で訴えてきましたが、川内原発の原告にもぜひひなついでにあっていただくようお願いして、私のお話を終わりたいと思います。

REPORT 

## 九州玄海訴訟第15回口頭弁論傍聴記

口頭弁論の前、第16陣提訴行動は11月19日に行われましたが、原告278名を加え、総原告数は10,087名で、当初目標の1万人を達成しての行動でした。

第15回口頭弁論への糸島からの参加は、いつものマイクロバスが使えず、車2台に分乗しての10名だけでしたが、勇んで出かけていきました。

肝心の裁判の進行ですが、ちょっとした打ち合わせのような事が行われ、弁護団からの準備書面の説明。「耐震設計での『基準地震動』は平均値。平均値には必ずその上がある」。

この後はお二人の方の意見陳述となりました。

お一人目は「いわき市民訴訟」原告団長・伊東達也氏。原発の危険性について、長年訴え続けていたが、事故

発生後は多くの方からの問合せ、相談等を受けたがうまく答えられない事もあり、パニックに陥ってしまったと、生々しい陳述をされていました。こういう方がそうなのならば、果たして自分はどうなるのか！と思わざるを得ませんでした。

お二人目は「九電本店前ひろば」村長・青柳行信氏。いつものにこやかな表情を抑え、テントを訪れる多くの方たちとの出会いを語り、「この司法の判断が、子や孫に誇れる、歴史に耐えうるものとなることを期待する」と結ばれました。

伊東達也氏が報告集会でおっしゃっていました。「廃炉決定の原発もあるが、私達は廃炉完了を確認することができない」と。私も同様に確認はできないでしょう、年齢的に。

なお、私の家は玄海原発から30.6kmの地点にあります。

[いとしまの会 山北順二(糸島市在住)]

今後の  
日程

原発なくそう!原告1万人記念

Festival

(同封のチラシ)について

- 佐賀、長崎、北九州など、各地からバスも出る予定です。お誘いあわせてご参加ください。1000人の会場をいっぱいにして盛り上げましょう!
- 予算が150万円ほどかかる見込みです。個人カンパ・協賛金へのご協力もよろしくお願いします。

第16回裁判  
意見陳述者  
の紹介

鴨下祐也さん

元国立福島高専物質工学科准教授。  
いわき市で被災し、現在東京都で  
避難生活。

李政美(イ・ジョンミ)さん

歌手。「さようなら原発全国大集会」  
をはじめ、各地の脱原発集会などで  
ライブを行っている。

第17回 提訴のご案内 2月18日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合  
今回の原告申込み締切2月12日

第16回 裁判のご案内 3月18日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～ 佐賀県弁護士会館へ12:30に集合  
弁護士会館の駐車場にはバスが入るので停められません。公共交通機関でお越しください。バスを出す地域もあります。自家用車でお越しの方は、お近くの駐車場に停めるか、公共交通機関でお越しください。詳しくはお問合せください。  
模擬法廷・報告集会の会場はアバンセホールです。

第17回 裁判のご案内 5月20日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～  
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合  
模擬法廷・報告集会は佐賀県立美術館ホール

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団  
発行責任者/長谷川照  
発行日/2016年1月15日

事務局/佐賀中央法律事務所  
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123

※転居された方は新しい住所・お電話番号をご連絡ください。